

新型コロナウイルス感染症に対応した大学入試実施ガイドライン 改訂ポイント(案)

【見直し事項】

1. 基本的な考え方(一部変更)

- ・試験実施の特徴を踏まえ、感染リスクは「比較的低位」から「日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い」に修正。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

② 受験生控室の確保 (新規)

- ・受験生控室を準備する大学もあることから、控室内の感染症対策を実施すること。

⑨ 面接試験、実技試験の実施 (追加)

- ・実技試験については、感染リスクの高い内容は引き続き控えることが望ましいとしつつ、実施する場合は、感染症対策を十分に講じた上で実施すること。

(2) 試験当日の対応

① マスク着用の義務付け (追加)

- ・マスクの着用について、正しい着用方法を明確化。

③ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応 (一部変更)

- ・試験当日までに発熱・咳等を理由に追試験等の代替措置を受験生が希望する場合は、感染拡大のリスクや医療現場の負担を考慮し、診断書等の提出を必須としないこと。

④ 無症状濃厚接触者への対応 (一部変更)(P)

- ・入国者の対応が感染状況に大きく影響を受けることから、入国者が受験する場合は、無症状濃厚接触者には含めず、入国後の待機期間等は、入国時の防疫対策に従うこと。
- ・濃厚接触者の検査主体に、自治体から指示された医療機関を含めること。

⑨ 試験場入場前の対応 (継続)

- ・入場時の非接触型体温計などを利用した検温は、令和3年度入試で混乱がなかったことから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。

3. 受験生に対する要請事項

③ 受験できない者 (追加)(P)

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチン接種を受験要件にしないことを明確化。
- ・入国者が受験する場合、防疫対策上求められる待機期間中の受験はできないこと。

※大学入学共通テストの感染症対策は別途、大学入試センターにおいて策定。